

通 知  
平成31年4月1日

入札・契約関係者 各位

津山市契約監理室長

消費税及び地方消費税の税率改定に伴う予定価格等の取扱いについて

このことについて、消費税率の改定が令和元年10月1日に予定されており、4月1日以降に公表する工事・委託業務について、下記のとおり取扱うこととします。内容を充分ご留意のうえ、入札を行っていただきますようお願いいたします（概要は別紙参照）。

記

1. 予定工期末が令和元年10月1日以降となる工事

予定工期末が令和元年10月1日以降の工事については、新税率(10%)で予定価格の算出及び契約の締結を行います。

2. 予定工期末が令和元年9月30日以前となる工事

予定工期末が令和元年9月30日以前の工事については、現行税率(8%)で予定価格の算定及び契約の締結を行います。